

様式第1号

入間市告示第183号

入間市新庁舎議場什器の購入について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については入間市建設工事請負制限付一般競争入札執行要領及び入間市契約規則、入間市郵便入札実施要領の規定によるものとする。

令和8年7月6日

入間市長 杉島理一郎

記

1 入札対象案件

(1) 物品名

入間市新庁舎議場什器の購入

(2) 納入場所

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号 入間市役所新庁舎3階議場内

(3) 納期

令和9年5月31日(月) 詳細は仕様書のとおり

2 入札手続きの方法

本業務は、入間市郵便入札実施要領第5条に定める郵送又は持参する方法により行う。

3 入札書の送付先

入間市総務部管財課

4 入札執行の日時等

(1) 入札書到達期限

令和8年7月29日(水) 午後4時00分 <必着>

(2) 開札日時

令和8年7月30日(木) 午前9時00分

(3) 開札場所

入間市庁舎B棟2階管財課調整室

5 入札に参加できる者の形態

単体企業

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。ただし、公告日から開札日までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

(1) 令和7・8年度入間市競争入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)に、物品の業種で登載され、次の要件を満たしている者であること。

ア 埼玉県内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く営業所を有し、資格者名簿に物品の種別『10 文具教材』で登載されているもののうち、物品管理番号「03 家具・什器」又は「04 学校教材・学校家具・教科書類」を選択している者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、入間市物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要領又は入間市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

7 設計図書等

設計図面、設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、入間市ホームページに掲載する。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質疑応答書をファクシミリ、郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出先

入間市総務部管財課

04-2964-1014

件名を「質疑応答書（物品名）」とすること。

(2) 受付日

令和8年7月6日（月）から 令和8年7月22日（水）正午まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり掲示する。

ア 掲示場所

入間市ホームページにおいて、令和8年7月24日（金）までに随時回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

9 同等品確認

仕様書等に記載された物品以外の物品による入札を希望する場合は、次のとおり、同等品申請書及び同等品以上の仕様、品質、性能を有することを証明する資料（カタログ、図面、サンプル等）をファクシミリ、郵送又は持参により提出のうえ、事前に発注者の承認を得ること。

(1) 提出先

入間市総務部管財課

04-2964-1014

(2) 受付日

令和8年7月6日（月）から 令和8年7月22日（水）正午まで

(3) 同等品可否決定通知

同等品可否決定は、提出された同等品申請書をもとに審査し、認定の場合は合否欄に「○」を、不認定の場合は「×」を記入し返送（メールまたはFAX送信）する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札に参加する者の数が1者の場合においても、入札を執行する。

(2) 提出書類

入札書及び内訳書を同一の封筒に封入し、封かんしたうえで提出すること。

(3) 入札回数

入間市建設工事請負制限付一般競争入札執行要領第13条の規定を優先し、入札回数は3回までとする。なお、再度入札は日時を指定し概ね7日以内を実施する。

(4) 入札の辞退

入札書等の到達後の辞退は認めないものとする。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

11 予定価格

事後公表とする。

12 入札保証金

入札保証金の納付は免除とする。

13 入札の無効

入間市郵便入札実施要領第10条に定めるとおりとする。

14 落札者の決定方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条の規定により、市議会の議決に付きなければならない**財産の取得**については、物品購入仮契約書を取りかわし、市議会の議決後に本契約を締結する。

16 契約保証金

契約保証金の納付は免除とする。

17 その他

- (1) 入札参加者は、入札後、この広告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) この入札に際し、談合その他の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、当該入札を無効とし、又は契約を解除することがある。

18 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

入間市総務部管財課契約担当

(2) 電話番号

04-2964-1111（内線2255・2256・2257・2258）